

令和3年2月5日

生徒・保護者の皆様へ

沖縄県立南部農林高等学校

校長 与那嶺 国彦

(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある生徒への対応について

余寒の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、本校教育活動にご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年1月20日に沖縄県独自の緊急事態宣言が発令され、昨日2月4日には、緊急事態宣言が今月末まで延長されました。

児童生徒においても、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に特定された者、または発熱等の風邪症状により検査を受けている者が、増加傾向にあります。

本校においても可能な限り、生徒への感染リスクを低減させ、学校教育活動を継続に努めている日々です。

その中で県内では、発熱等の風邪症状を有した者が、病院受診をせず、一定期間の自宅待機療養後、症状が消失により、直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、病院受診をしたら、新型コロナウイルス感染者と判断されたという事例があることから、それを防ぐ為にも、下記の対応(裏面)をいたします。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

合わせて、生徒、保護者の皆さまにおかれましても「不要不急の外出自粛」や「マスクの着用、手指消毒等」を含む健康維持のための感染拡大防止対策の徹底をお願い申し上げます。

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

1. 対象：地域の感染レベルが3の学校(南部農林高校該当)

2. 期間：緊急事態宣言終了日まで

3. 対応方法：

(1) 発熱や風邪症状で学校を休む場合や早退した場合は、かかりつけ医や医療機関を受診してください。

(2) 受診の際には、「再登校の基準(いつから登校していいか?)」について、必ず医師に確認し、その指示に従ってください。また学校(850-6006)への連絡もお願いいたします。

(3) 発熱や風邪症状があるが病院受診しなかった場合の再登校については、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過してからとなります。

この際、自宅待機療養の期間は、出席停止扱いとします。

(例) 2日目まで症状があるが、病院受診せず、自宅にある解熱剤や総合感冒薬を服薬し、3日目から服薬もなく、症状もない場合

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
症状	発熱、咳、 のど痛	微熱、のど痛	のど痛	なし	なし	なし	なし 登校可能
服薬	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
備考	発症日は 0日目です	薬を止めたら、症状がでる	<u>3日目の朝から数えて、72時間経過しても、症状がなく、服薬もなければ、6日目より登校可能となる。</u>				

※発熱等の風邪症状とは、発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻閉、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気、味覚症状や嗅覚症状などの症状。

「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインより」

※不要不急の外出を控えましょう!外出する際は、必ずマスクの着用をし、手指消毒等をしっかり行いましょう!!

※ご家庭でも食事をする際は、なるべく会話を控え、高齢者が同居されている場合は、なるべく家の中でも、マスクを着用しましょう!!!